

医見書 Ver3.1.5 の変更点

- 検査費用点数：平成 24 年度診療報酬単価の設定に対応
- 訪問看護指示書：
 - 1) 要介護認定の状況で、要支援を要支援 1、要支援 2 へ設定可能
 - 2) 「褥瘡の深さ」項目の印字順序を変更
 - 3) 「装着・使用医療機器等」の「8.留置カテーテル」部位項目の追加 と「11.ドレーン」項目の削除
 - 4) 「特記すべき留意事項」の注意書きの変更
- 特別訪問看護指示書：
 - ・ [一時的に訪問看護が頻回に必要な理由] 項目に関する注意書きを追加

- 検査費用点数：平成 24 年度診療報酬単価の設定に対応
バージョンアップをすることで、検査費用点数が平成 24 年度診療報酬単価に変更されます。

【ご注意】

医見書Ver3.1.5へのバージョンアップをおこなうと、検査費用点数が最新の状態へと変化するためバージョンアップをおこなう前に必ず請求漏れがないことを確認してください。

《Ver3.1.5へのバージョンアップ後、平成23年以前の報酬単価で意見書の請求をおこないたい場合》

※ 以下の作業は[メインメニュー]→[基礎データ登録]→[「保険者」登録／更新画面]にて作業をおこないます。

【検査点数の変更方法】

該当の保険者情報を開いていただき、[保険者情報2]タブにて平成23年度の検査費用点数へと変更後、更新してください。

【変更された検査項目】

【名称】	【変更前(平成23年報酬単価)】	【変更後(平成24年報酬単価)】
血液採取(静脈)	13点	16点
血液化学検査 (10項目以上)	123点	121点

■訪問看護指示書

1) 要介護認定の状況で、要支援を要支援 1、要支援 2 へ設定可能

要介護認定の状況 自立 要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)

Ver3.1.4 以前に要支援を選択した場合、Ver3.1.5 にバージョンアップすると要支援 2 に自動的に なります。要支援 1 の場合は選択し直してください。

※

医見書 Ver3.1.4 以前に要支援を選択していた利用者様は、「要支援 2」が選択されています。利用者様が要支援 1 の場合は、選択し直してください。

2) 「褥瘡の深さ」項目の印字順序を変更

褥瘡の深さ DESIGN分類 (D3 D4 D5) NPUAP分類 (III度 IV度)

「DESIGN 分類」と「NPUAP 分類」の印字位置変更のため、指示書画面も変更

平成 24 年 3 月以前

要介護認定の状況	<input type="checkbox"/> 要支援 要介護 (1 2 3 4 5)
褥瘡の深さ	NPUAP分類 <input type="checkbox"/> III度 <input type="checkbox"/> IV度 DESIGN分類 <input type="checkbox"/> D3 <input type="checkbox"/> D4 <input type="checkbox"/> D5

平成 24 年 4 月以降

要介護認定の状況	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)
褥瘡の深さ	DESIGN分類 <input type="checkbox"/> D3 <input type="checkbox"/> D4 <input type="checkbox"/> D5 NPUAP分類 <input type="checkbox"/> III度 <input type="checkbox"/> IV度

3) 「装着・使用医療機器等」の「8.留置カテーテル」部位項目の追加 と「11.ドレーン」項目の削除

訪問看護指示書の様式が変更になり、「ドレーン」がなくなりました。また、「留置カテーテル」に部位が追加されたので、直接入力、または、編集から部位項目を追加すると、選択できるようになります。

平成 24 年 3 月以前

装着・使用医療機器等 (番号に○印)	1.自動腹膜透析装置	2.透析液供給装置	3.酸素療法 (l/min)
	4.吸引器	5.中心静脈栄養	6.輸液ポンプ
	7.経管栄養 (:チューブサイズ)		日に1回交換)
	8.留置カテーテル (サイズ)		日に1回交換)
	9.人工呼吸器 (:設定))
	10.気管カニューレ (サイズ)	11.ドレーン (部位:))
	12.人工肛門	13.人工膀胱	14.その他 ()

留置カテーテルに「部位」が追加。また「ドレーン」は削除

平成 24 年 4 月以降

装着・使用医療機器等 (番号に○印)	1.自動腹膜透析装置	2.透析液供給装置	3.酸素療法 (l/min)
	4.吸引器	5.中心静脈栄養	6.輸液ポンプ
	7.経管栄養 (:チューブサイズ)		日に1回交換)
	8.留置カテーテル (部位: サイズ)		日に1回交換)
	9.人工呼吸器 (:設定))
	10.気管カニューレ (サイズ)	11.人工肛門	12.人工膀胱

【注意】
 ※新しい訪問看護指示書には、現在の状況の「装着・使用医療機器等」に「11. ドレーン」項目が削除されています。必要があれば、バージョンアップを行う前に訪問看護指示書を作成してください。

4) 「特記すべき留意事項」の注意書きの変更

患者 傷病1 傷病2 日常生活自立度・褥瘡の深さ 特別な医療 留意事項・指示事項 特記・訪問点滴注射

訪問点滴注射・特記すべき留意事項

在宅患者訪問点滴注射に関する指示(全項目 201文字以上 / 5行以上の入力では、帳票は2枚で印刷されます)(現在 0文字 0行)

特記すべき留意事項の注意書きが変更

特記すべき留意事項 (注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び第一号複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。) (現在 0文字 0行)

■特別訪問看護指示書:

[一時的に訪問看護が頻回に必要な理由] 項目に関する注意書きを追加

特別訪問看護指示書

特別訪問看護指示書

患者氏名 医見書 太郎 生年月日 男・水・暦・平 08年08月08日生 (78歳)

症状・主訴

特別看護指示期間 (年 月 日から 年 月 日)
 点滴注射指示期間 (年 月 日から 年 月 日)

一時的に訪問看護が頻回に必要な理由:

症状・主訴に「一時的に訪問看護が頻回に必要な理由」項目が追加

一時的に訪問看護が頻回に必要な理由:

平成24年度診療報酬改定により、症状・主訴項目に「一時的に訪問看護が頻回に必要な理由」項目が追加されています。必要に応じて記入するようにしてください。

特別訪問看護指示書 NUM CAPS 2012/3/28 18:49